

別紙12 性能保証項目(参考)

以下の資料を参考とし、技術提案において示すこと。他に指針・基準等があれば参考として差し支えない。

出典：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き」

番号	試験項目	試験方法	備考
1	処理能力	(1)処理能力試験方法： 実施設計図書に記載された処理能力に見合った処理量について確認を行う。 (2)生ごみ等の分析法 測定方法は下水試験法、JIS K 0102 等による。	生ごみ、汚泥等の分析
2	(バイオガス利用設備) ばいじん 硫黄酸化物 窒素酸化物	(1)測定場所：煙突において監督員の指定する箇所 (2)測定回数：2回/箇所以上 (3)測定方法は JIS Z 8808 による。	保証値は煙突出口での値
		(1)測定場所： ①硫黄酸化物については、煙突において監督員の指定する箇所 ②窒素酸化物については、煙突において監督員の指定する箇所 (2)測定回数：2回/箇所以上 (3)測定方法は JIS K 0103, K 0104 による。	SOx の吸引時間は、30 分/回以上とする。保証値は煙突出口での値
3	放流水 下水道等へ放流する場合の規制項目	(1)サンプリング場所：放流柵出口付近 (2)測定回数：3回以上 (3)測定方法は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」及び「下水の水質の検定方法に関する省令」による。	放流水がある場合
4	騒音	(1)測定場所：監督員の指定する場所 (2)測定回数：各時間区分の中で1回以上 (3)測定方法は「騒音規制法」による。	定常運転時とする
5	振動	(1)測定場所：監督員の指定する場所 (2)測定回数：各時間区分の中で1回以上 (3)測定方法は「振動規制法」による。	定常運転時とする
6	悪臭	(1)測定場所：監督員が指定する場所 (2)測定回数：同一測定点につき2回以上 (3)測定方法は「悪臭防止法」及び「都道府県条例」による。	測定は、昼間のごみ搬入車搬入終了後、構内道路を散水した状態で行うものとする。
7	緊急作動試験	定常運転時において、全停電緊急作動試験(復電後に下流側から再起動し、適正に復旧することを確認する。)メタンガス関係設備の安全確認を行う。	
8	バイオガス量、メタンガス組成	(1)測定場所：監督員が指定する場所。 (2)測定回数：3日間以上(2回/日以上) (3)測定方法：メタンガス濃度計による	バイオガス流量計、メタンガス組成データの3日間のデータ(平均値)で判断する。
9	ガスエンジン又はガスタービン発電機	(1)負荷しゃ断試験及び負荷試験を行う。 (2)発電機計器盤と必要な測定計器により測定する。 (3)発電機は JIS B 8102 による。	発電設備を設ける場合。経済産業局の使用前自主検査の合格をもって性能試験に代えるものとする。
10	その他		有機物分解率、発電効率、発酵残さ含水率等発注者が指示するもの